

「同法」を「法人税法」に改め、同条第三項中「（前項に規定する一年以内連結事業年度にあつては、同項に規定する連結確定申告書）及び第一項」を「及び同項」に改め、同条第五項中「（以下この項において「被合併法人等」という。）」、「。以下この項において「適格合併等の日」という」、「（当該被合併法人等の当該適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「最後連結事業年度等」という。）とする。）」、「。以下この項において「適格分割等」という」、「（当該適格分割等に係る分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の最後連結事業年度等にあつては、同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第二項に規定する期中損金経理額のうち損金の額に算入された金額）とする。」及び「（最後連結事業年度等にあつては、第六十八条の四十第一項に規定する特別償却に関する規定。以下この項において同じ。）」を削る。

第五十二条の三第二項中「（第六十八条の四十一第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合を含む。）」を削り、「前項の規定の」を「同項の規定の」に改め、「（同条第一項の規定の適用を受けた場合には、その適用を受けた連結事業年度）」、「（当該各事業年

度までに開始した連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出」、「第六十八条の四十一第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合におけるその満たない金額を含むものとし、」及び「同条第二項の規定により既に損金の額に算入された金額を含む。」を削り、「ときは」を「ときは、」に改め、「とする。」を削り、同条第三項中「（以下この項において「被合併法人等」という。）」、「。以下この項において同じ」、「（当該被合併法人等の当該適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該被合併法人等の適格合併等の日を含む連結事業年度）」及び「（当該被合併法人等の当該適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の四十一第一項又は第十一項の規定）」を削り、同条第五項中「（第六十八条の四十一第一項から第三項までの規定の適用を受けたものを含む。）」及び「（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人のその前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）」を削り、「当該事業年度終了の日において同条第一項から第三項までの特別償却準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越されたこれらの規定の特別償却準備金の金額

（以下この項において「連結特別償却準備金の金額」という。）がある場合には当該連結特別償却準備金の金額を含むものとし、当該事業年度終了の日を「その日」に改め、「（同条第六項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」を削り、「前事業年度等の」を「前事業年度」に、「（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」がある場合には、「」に改め、「と
する」、「連結特別償却準備金の金額にあつては、その積み立てられた連結事業年度。」及び「（当該特別償却準備金の金額が連結特別償却準備金の金額に係るものである場合には、当該区分した金額の積み立てられた積立事業年度の連結所得の金額の計算上第六十八条の四十一第一項から第三項までの規定により損金の額に算入された金額）」を削り、同条第六項中「（第六十八条の四十一第一項から第三項までの規定の適用を受けたものを含む。）」を削り、同条第九項中「（第二項に規定する各事業年度までに開始した連結事業年度にあつては、同項に規定する連結確定申告書）」を削り、同条第十二項中「（第六十八条の四十一第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合を含む。）」、「同条第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合におけるその満たない金額を含むものとし、」及び「同条第二項の規定により既に損金の額に算入された

金額を含む。」を削り、「は当該」を「は、当該」に改め、「とする。」を削り、同条第十五項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）」、「（同条第十五項前段に規定する場合を除く。）」及び「（当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特別償却準備金の金額）」を削り、同条第十六項中「又は第六十八条の四十一第十五項」及び「（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「又は同条第十五項」を削り、同条第十七項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）」、「（同条第十七項前段に規定する場合を除く。）」及び「（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特別償却準備金の金額）」を削り、同条第十八項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）」を削り、同条第十九項中「又は第六十八条の四十一第十七項」及び「（その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「又は同条第十七項」を削り、同条第二十項中「（連結事業

年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）」、

「（同条第二十項前段に規定する場合を除く。）」及び「（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日

を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特別償却準備金の金額）」を削り、同条第二十一項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）」を削り、同条第二十二項中「又は第六十八条の四十一第二十項」及び「（その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を

「前事業年度」に改め、「又は同条第二十項」を削り、同条第二十三項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）」、「（同条第二十三項前段に規定する場合を除く。）」及び「（当該被現物分配法人の当該適格現物分配の日を含む事業年度が連

結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特別償却準備金の金額）」を削り、同条第二十四項中

「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）」を削り、同条第二十五項中「又は第六十八条の四十一第二十三項」及び「（その適格現物分配後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を「前事業年

度」に改め、「又は同条第二十三項」を削り、同条第二十六項中「（当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その用に供した連結事業年度において第六十八条の十八の規定の適用を受けることができる減価償却資産）」及び「（第六十八条の四十一第一項の規定の適用を受けた場合を含む。）」を削る。

第五十五条第三項中「（第六十八条の四十三第一項の規定の適用を受けたものを含む。）」及び「（当該内国法人の当該各事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）」を削り、「当該各事業年度終了の日において同条第一項の海外投資等損失準備金を積み立てている当該内国法人の前事業年度等から繰り越された当該特定法人に係る同項の海外投資等損失準備金の金額（以下この項において「連結海外投資等損失準備金の金額」という。）がある場合には当該連結海外投資等損失準備金の金額を含むものとし、当該各事業年度終了の日」を「その日」に、「（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」又は前事業年度等の」を「又は前事業年度」に、「（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」がある場合には」を「がある場合には、」に改め、「とする」、「連結海外投資等損失準備金の金額にあつては、その積み立てられた連結事業年度。」及び「（当該据置期間経過準備金額が連

結海外投資等損失準備金の金額に係るものである場合には、当該区分した金額の積み立てられた積立事業年度の連結所得の金額の計算上第六十八条の四十三第一項の規定により損金の額に算入された同項の海外投資等損失準備金として積み立てた金額」を削り、同条第四項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。）」を削り、同項第七号中「次項及び第六項」を「及び次項」に改め、同条第五項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。）」を削り、「あつた日」の下に「（次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める日）」を加え、「第十一項、第十四項、第十八項及び第二十二項」を「第十項、第十三項、第十七項及び第二十一項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 通算法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場合 その通知を受けた日の前日（当該前日が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該通知を受けた日）

二 通算法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場合
その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認

の効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該効力を失つた日）のいずれか遅い日

第五十五条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項から第十項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十一項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。）」及び「（同条第十項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「有する第一項」を「有する同項」に改め、「（当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の海外投資等損失準備金の金額）」を削り、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「又は第六十八条の四十三第十項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、「（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第十一項又は第六十八条の四十三第十項」を「第十項」に改め、「（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に、「第十一項又は同条第十項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第九項」を「第八項」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む

む。）」、「（同条第十二項前段に規定する場合を除く。）」及び「（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の海外投資等損失準備金の金額）」を削り、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。）」を削り、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第十四項又は第六十八条の四十三第十二項」を「第十三項」に、「これらの規定」を「同項」に改め、「（その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「第十四項又は第六十八条の四十三第十二項」を「第十三項」に改め、「（その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に、「第十四項又は同条第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「第九項」を「第八項」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。）」、「（同条第十五項前段に規定する場合を除く。）」及び「（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の海外投資等損失準備金の金額）」を削り、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「（連結事業年度にお

いて積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。）」を削り、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に、「これらの規定」を「同項」に改め、「（その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「（その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に、「第十八項又は同条第十五項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「第九項」を「第八項」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。）」、「（同条第十八項前段に規定する場合を除く。）」及び「（当該被現物分配法人の当該適格現物分配の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の海外投資等損失準備金の金額）」を削り、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。）」を削り、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項中「第二十二項又は第六十八条の四十三第十八項」を「第二十一項」に、「これらの規定」を「同項」に改め、「（その適格現物分配後

において連結法人に該当するものを除く。」を削り、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「第二十二項又は第六十八条の四十三第十八項」を「第二十一項」に改め、「（その適格現物分配後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に、「第二十二項又は同条第十八項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。）」を削り、「第一項に」を「同項に」に、「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第二十五項とする。

第五十六条第二項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金を含む。）」及び「その日において当該特定廃棄物最終処分場に係る第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金の金額（以下この項において「連結特定災害防止準備金の金額」という。）がある場合には当該連結特定災害防止準備金の金額を含むものとし、」を削り、「（同条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には、」に改め、「とする」を削り、同条第三項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金を含む。）」を削り、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金を含む。）」を削り、同項を同条第二十五項とする。

備金を含む。」を削り、同項第六号中「次項及び第五項」を「及び次項」に改め、同条第四項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金を含む。）」を削り、「あつた日」の下に「（次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める日）」を加え、「第九項、第十項及び第十二項」を「第八項、第九項及び第十一項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 通算法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場合 その通知を受けた日の前日（当該前日が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該通知を受けた日）

二 通算法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場合 その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該効力を失つた日）のいずれか遅い日

第五十六条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を

同条第七項とし、同条第九項中「前条第十一項及び第十二項」を「前条第十項及び第十一項」に改め、
「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金を含む。）」、
「（第六十八条の四十六第八項に規定する場合を除く。）」及び後段を削り、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第七項」を「第六項」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金を含む。）」、
「（同条第九項前段に規定する場合を除く。）」及び「（当該特定災害防止準備金を含む。）」、
「（同条第九項前段に規定する場合を除く。）」及び「（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特定災害防止準備金の金額）」を削り、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「前条第十六項」を「前条第十五項」に改め、「又は第六十八条の四十六第九項」及び「（その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第七項」を「第六項」に改め、
「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金を含む。）」、
「（同条第十項前段に規定する場合を除く。）」及び「（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特定災害防止準備金の金額）」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「前条第二十項」を「前条第十九項」に改め、「又は第六十八

条の四十六第十項」及び「（その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第十三項とする。

第五十七条の四第一項中「第十七項」を「第十六項」に改め、同項第二号中「（法人の各事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この条において「前事業年度等」という。）」を削り、「各事業年度終了の日において第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を積み立てている法人の前事業年度等から繰り越された当該特定原子力発電施設に係る同項の原子力発電施設解体準備金の金額（以下この条において「連結原子力発電施設解体準備金の金額」という。）がある場合には当該連結原子力発電施設解体準備金の金額を、前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「（その積み立てられた事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その積み立てられた連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されなかった金額）」を削り、「これらの損金の額に算入されなかった金額を、それぞれ」を「当該金額を」に、「前事業年度等の」を「前事業年度」に改め、「（第六十八条の五十四第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」「を削り、「これらの金額」を「当該金額」に改め、同条第三項中「（連結事業年度において積み立てた第

六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）」を削り、「つき第一項」を「つき同項」に改め、「その日において当該特定原子力発電施設に係る連結原子力発電施設解体準備金の金額がある場合には当該連結原子力発電施設解体準備金の金額を含むものとし、」及び「（同条第二項又は第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」を削り、「前事業年度等の」を「前事業年度」に改め、「（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」を削り、「これら」を「これら」に、「とする。次項」を「。同項」に改め、同条第四項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）」を削り、「前事業年度等から」を「前事業年度から」に改め、「連結原子力発電施設解体準備金の金額がある場合には当該連結原子力発電施設解体準備金の金額を含むものとし、」を削り、「（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」又は「前事業年度等の」を「又は前事業年度」に、「（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」がある場合には、「」に改め、「とする。」を削り、同条第五項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）」を削り、同項第五号中「、次項及び第七項」を「及び次項」に改め、同条第六項中「（連結事業

年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。」を削り、「あつた日」の下に「（次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める日）」を加え、「第十二項、第十三項及び第十五項」を「第十一項、第十二項及び第十四項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 通算法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場合 その通知を受けた日の前日（当該前日が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該通知を受けた日）

二 通算法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場合
その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該効力を失つた日）のいずれか遅い日

第五十七条の四第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第五十六条第六項」を「第五十六条第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同

条第十項とし、同条第十二項中「第五十五条第十一項、第十二項及び第十三項前段」を「第五十五条第十項、第十一項及び第十二項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十四第十項前段に規定する場合を除く。）」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第十二項前段中「第三項」とあるのは、「第五十七条の四第一項及び第四項」と読み替えるものとする。

第五十七条の四第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第十項」を「第九項」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）」、「（同条第十一項前段に規定する場合を除く。）」及び「（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の原子力発電施設解体準備金の金額）」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第五十五条第十六項及び第十七項前段」を「第五十五条第十五項及び第十六項前段」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第十六項前段中「第三項」とあるのは、「第五十七条の四第一項及び第四

項」と読み替えるものとする。

第五十七条の四第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第十項」を「第九項」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）」、「（同条第十三項前段に規定する場合を除く。）」及び「（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の原子力発電施設解体準備金の金額）」を削り、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第五十五条第二十項及び第二十一項前段」を「第五十五条第十九項及び第二十項前段」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第二十項前段中「第三項」とあるのは、「第五十七条の四第一項及び第四項」と読み替えるものとする。

第五十七条の四第十六項を同条第十五項とし、同条第十七項中「第九項」を「第八項」に、「第七項」に、「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第十六項とする。

第五十七条の四の二第二項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四の二第一項の特定原子力施設炉心等除去準備金を含む。）」及び「その日において当該特定原子力施設に係る同条第一項

の特定原子力施設炉心等除去準備金の金額（以下この項において「連結特定原子力施設炉心等除去準備金の金額」という。）がある場合には当該連結特定原子力施設炉心等除去準備金の金額を含むものとし、「を削り、「（同条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には」を「がある場合には、」に、「とする。以下この条」を「。同項及び第四項」に改め、同条第三項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四の二第一項の特定原子力施設炉心等除去準備金を含む。）」を削り、同項第三号中「次項及び第五項」を「及び次項」に改め、同条第四項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四の二第一項の特定原子力施設炉心等除去準備金を含む。）」を削り、「あつた日」の下に「（次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める日）」を加え、同項に次の各号を加える。

一 通算法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場合 その通知を受けた日の前日（当該前日が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該通知を受けた日）

二 通算法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場合

その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該効力を失つた日）のいずれか遅い日

第五十七条の四の二第五項を削り、同条第六項中「第五十六条第六項」を「第五十六条第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とする。

第五十七条の五第六項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」を削り、「第一項に」を「同項に」に改め、「（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この項及び次項において「前事業年度等」という。）」を削り、「当該事業年度終了の日において同条第一項の異常危険準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された同項の異常危険準備金の金額（以下この項において「連結異常危険準備金の金額」という。）がある場合には当該連結異常危険準備金の金額を含むものとし、当該事業年度終了の日を「その日」に、「（同条第八項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の」を「又は前事業年度」に、「（同条第六項、第七項又は第九項の規定に